

山梨県立大学大学院奨学金返還免除候補者の推薦等に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学第2104号)

(総則)

第1条 山梨県立大学大学院に係る独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)奨学金の返還免除の候補者(以下「候補者」という。)の推薦事務の取扱については、機構が定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(対象者)

第2条 返還免除の候補者となる対象者は、本学大学院において第一種奨学金の貸与を受けている学生で当該年度に貸与期間が終了する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(出願)

第3条 返還免除を希望する者は、本学が定める期日までに、次の各号に掲げる書類を所属する研究科長に申請する。

- (1) 業績優秀者返還免除申請書
- (2) 業績を証明する書類
- (3) その他必要と認められるもの

(学長への推薦)

第4条 研究科長は、前条の申請を受理したときは、次に掲げる申請書類を添付し、学長に推薦する。

- (1) 推薦理由書
- (2) 推薦順位を付した名簿

(選考手続)

第5条 学長は、前条により推薦のあった候補者を次条に定める委員会の議を経て、機構に推薦する。

(選考委員会)

第6条 本学に候補者の選考を行うため、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条第2項に定める学内選考委員会として、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事(教育・厚生)
- (3) 研究科長
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

5 委員会は、選考に当たっては次条に定める評価基準に基づき総合的に評価し、選考分野間の均衡を考慮して行う。

(評価基準)

第7条 本学が定める評価基準は、別表のとおりとする。

(推薦の取消し)

第8条 提出された書類に虚偽があった場合は、推薦を取り消すことがある。

(事務)

第9条 候補者の選考に関する事務は、学生支援課において処理する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

業績の種類	大学院における教育研究活動等に関する業績		専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績	
	評価基準	評価項目	評価基準	評価項目
1 学位論文その他の研究論文	研究科委員会等において、高い評価を受けること	1-1 論文の評価	研究した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	1-2 学会での発表又は表彰状況及びその評価 1-3 学術雑誌への掲載又は表彰状況及びその評価
2 特定の課題研究	研究科委員会等において、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が特に優れていると認められること	2-1 審査及び試験の結果	特定の課題及び関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	2-2 学会での発表又は表彰状況及びその評価 2-3 学術雑誌への掲載又は表彰状況及びその評価
3 著書、データベースその他の著作物	研究科委員会等において、前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、特に優れていると認められること	3-1 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等の評価	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	3-2 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等に対する社会的評価
4 発明	研究科委員会等において、特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	4-1 特許・実用新案等の評価	特許・実用新案等が優れた発明・発見として、社会的に高い評価を得ていると認められること	4-2 特許・実用新案等の社会的評価

5 授業科目の 成績	研究科委員会等において講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	5-1 専門的知識 や研究能力 の評価 5-2 成績		
6 研究又は教育に係る補助業務の実績	研究科委員会等において、リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	6-1 教育研究活動への貢献内容及びその評価	専攻分野に関連し、リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められたこと	6-2 学外での教育研究活動への貢献内容及びその評価
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績			教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会で高い評価を受けた等、特に優れた業績を挙げたと認められること	7-1 発表会名及び成績又はその評価
8 スポーツの競技会における成績			教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	8-1 競技会名及び成績
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	研究科委員会等において、専攻分野に関連した学内でのボランティア活動等が高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると認められること	9-1 ボランティア活動等の内容及び評価	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	9-2 ボランティア活動等の内容及び社会的評価

10 その他	研究科委員会等で認める業績
-----------	---------------